

文書番号：JRCA TA100-改定1版

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

制 定：2019年 4月 1日

改 定：2022年10月 3日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

I 章 一般	1
1. 適用範囲	1
2. 用語の定義と関連文書	1
3. 基礎研修コースの承認	2
II 章 基礎研修コース運営の品質マネジメントシステム要求事項	3
4. 基礎研修コース運営の品質マネジメントシステム	3
5. 経営者の責任	4
6. 資源の管理	5
7. 測定、分析及び改善	6
8. 機密保持	7
9. システム変更の管理	7
III 章 基礎研修コース要求事項	9
10. 基礎研修コースの使用言語等	9
11. 受講生の受講資格	9
12. クラスの規模、出席	9
13. 期間と構成	9
14. 基礎研修コースの教材	9
15. 受講生の評価	9
16. 証明書	9
17. 基礎研修コースの下請負	9
18. 承認の一時停止又は取消し	10
19. 当センターへの報告	10
付則	10
付属書	11

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

I 章 一般

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が審査員研修機関（以下、研修機関という。）の実施する航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け IAQG 認可基礎研修コース（以下、基礎研修コースという。）を承認又は承認を維持・更新するための基準として使用する。

2. 用語の定義と関連文書

この基準で用いる主な用語の定義は、次によるほか、JIS Q 9100 品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項、SJAC9104-1適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向けIAQG認可基礎研修コースの要求事項（JRMC 12-018C 附属書4）に定める定義による。なお、JRMC12-018D附属書4で定める用語の一部を本基準においては次の通り読み替える。

JRMC12-018D 附属書 4 が定める用語	本基準での読み替え
審査員認証機関	当センター
研修提供者	研修機関
研修提供者承認機関	当センター
研修生	受講生

2.1 顧客

受講生、審査登録機関、受審組織、購入者等の航空宇宙品質マネジメントシステム審査登録制度の関係者。

2.2 関連、引用文書は以下のとおりである。

JIS Q 9000：品質マネジメントシステム—基本及び用語

JIS Q 9001：品質マネジメントシステム—要求事項

JIS Q 9100：品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する
要求事項

JIS Q 19011：マネジメントシステム監査のための指針

SJAC 9101：品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する
要求事項

SJAC 9104-1：航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに
対する要求事項

SJAC9104-3：航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

JRCA AA100：航空宇宙産業向け審査員の資格基準

JRMC12-018D 附属書4：SJAC9104-1適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験
審査員向けIAQG認可基礎研修コースの要求事項

3. 基礎研修コースの承認

基礎研修コースに対する承認審査（以下、承認審査という。）では、基礎研修コースの運営に係わる品質マネジメントシステム及び知識・技能を習得させ、それを審査で適用することが出来るようにする基礎研修コースの仕組み、並びにそれらの運用状況について審査し、承認を決定する。

II 章 基礎研修コース運営の品質マネジメントシステム要求事項

4. 基礎研修コース運営の品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

研修機関は、本章の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持すること。また、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。

4.2 文書化の対象と管理

4.2.1 研修機関は、基礎研修コースの運営管理を行うために必要な品質マネジメントシステム手順及び運営手順を特定し、文書化し、維持しなければならない。文書化の対象には、少なくとも、次を含んでいなければならない。

- a) 品質マニュアル
- b) 基礎研修コースを、支部 (affiliate) 又はフランチャイズが実施する場合、日本国外で実施する場合、及び日本語以外で実施する場合には、この規格の要求事項に合致していることを確実にするための管理手順
- c) 統計的分析を含む、個々の受講生及び基礎研修コースごとの記録管理手順
- d) 合格/不合格基準を含む、受講生評価の手順
- e) 証明書の発行及び取消しの手順
- f) 受講生の評価、講師の評価、基礎研修コース全体の評価に使用する評価方法（統計的手法等）
- g) 本基準で「手順書」として定められているもの
- h) その他、JRMC12-018D 附属書 4 の 4.2 節 a～m)

4.2.2 上記文書は、次の管理を行うこと。また、このための手順書を作成すること。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する
- b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する
- c) 文書の変更の識別及び現在の改定版の識別を確実にする
- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする
- e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする
- f) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする

4.3 記録の対象と管理

4.3.1 研修機関は、本基準への適合の証拠を示すために必要な記録を特定し、作成し、維持しなければならない。この記録の対象は JRMC12-018D 附属書 4 の 4.3.1 項及び 4.3.2 項を満たし、少なくとも次を含んでいなければならない。

- a) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.3.4 項による個別の基礎研修コースの実施記録
- b) 本基準で「記録」として定められているもの

4.3.2 上記の記録は、次の管理を行うこと。また、このための手順書を作成すること。

- a) 読みやすくする

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

- b) 確実に識別する
- c) 検索可能であることを確実にする
- d) 保管期間を定め確実に保管する。全ての記録は、別に定めがない限り、少なくとも3年間保持しなければならない。但し、受講生に関する記録は JRMC12-018D 附属書4の4.3.3項と同等とする
- e) 確実に保護する
- f) 確実に廃棄する

5. 経営者の責任**5.1 品質方針**

トップマネジメントは次の事項を満たす品質方針を文書化し、組織内に周知すること。

- a) 研修目的に審査員としてふさわしい人材の育成を含む
- b) 研修に関わる要員は、常に研修目的に則した行動をとる
- c) 本基準への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む

また、この品質方針を確実に実行するために、研修機関は具体的な品質目標を文書化し、その達成状況をレビューしなければならない。

5.2 マネジメントレビュー

トップマネジメントは、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、並びに JRMC12-018D 附属書4及びこの基準に適合していることを確認するため、少なくとも年1回は品質マネジメントシステムをレビューすること。このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行うこと。また、このための手順書を作成すること。マネジメントレビューの結果の記録を維持すること。

5.2.1 マネジメントレビューへのインプットには、少なくとも、次の情報を含むこと。

- a) 当センターによる審査の結果
- b) 内部監査の結果
- c) 予防処置及び是正処置の状況
- d) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- e) 改善のための提案
- f) その他、JRMC12-018D 附属書4の4.4節 a~h)

5.2.2 マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含むこと。

- a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
- b) 本基準への適合に必要な研修カリキュラム、研修用テキスト・教材、要員、講師、施設、筆記試験問題、継続した観察評価の改善
- c) 資源の必要性

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準**6. 資源の管理****6.1 要員**

6.1.1 研修機関は、次の事項を実施すること。

- a) 基礎研修コースの運営や事務に携わる要員に必要な力量を明確にする
- b) 必要な力量がもてるように教育・訓練等の処置を実施する
- c) 実施した教育・訓練等の処置の有効性を評価する
- d) 基礎研修コースの運営や事務に携わる要員に、自らの活動のもつ意味と重要性を認識させ、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識させる
- e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を基礎研修コースの運営や事務に携わる要員毎に維持する

6.1.2 基礎研修コースの運営や事務に携わる要員は、関連する教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として自らが担当する業務に必要な力量を有していること。研修機関は、要員に必要な力量を維持、改善するための手順書を備えていなければならない。この力量には、少なくとも以下を含むこと。

- a) 研修目的や研修内容等を説明する能力
- b) 研修カリキュラムの目的や意図を理解する能力
- c) 基礎研修コースに必要なサービス提供の能力
- d) 研修機関によって定められた規定や手順に従って、業務を実施する能力
- e) 基礎研修コースの宣伝及び広告(パンフレット、受講案内)等を作成する能力
- f) 基礎研修コースに関連する記録等の作成能力及びその管理能力
- g) 倫理的であること
- h) 守秘義務が果たせること
- i) 本基準の内容を理解する能力

6.2 講師**6.2.1 講師の力量**

研修機関は、基礎研修コースのパフォーマンスが、講師が異なることによって生じることがないように、講師に必要な力量を確保し、維持・改善するための手順書を備えていなければならない。この力量には、少なくとも以下を含むこと。

- a) JIS Q 19011 の第 7.2.2 項に定められた「個人の行動」の特質が備わっていること。
- b) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.1 項 a~e)
- c) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.2 項 a~c)

6.2.2 講師の経験

研修機関は、基礎研修コースの講師候補者に対し講師に必要とされる経験を評価しなければならない。この評価結果は記録しなければならない。

- a) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.3 項
- b) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.4 項

6.2.3 研修担当前の教育・訓練

研修機関は、基礎研修コースを担当させる前に、まず講師に必要な力量をその講師が習得していることを確実にしなければならない。当該講師は最小限以下の事項に

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

関与していなければならない。研修機関は、これら研修担当前の教育・訓練の記録を維持しなければならない。

- a) 参加者又はオブザーバーとして、当該研修機関の基礎研修コースの期間全体に参加すること

6.2.4 力量維持及びレビュー

JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.5 項による。

6.2.5 各基礎研修コース担当講師チームの構成

各基礎研修コースを担当する講師チームは、以下の要件を満たさなければならない。

- a) ISO9001 品質マネジメントシステム主任審査員として当センターに登録されている講師が一名いること、且つ、
- b) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.5.4 項に定める実務経験を有する講師が一名いること。

6.3 施設

JRMC12-018D 附属書 4 の 4.6 節による。

7. 測定、分析及び改善**7.1 顧客満足**

研修機関は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、顧客要求事項を満足しているかどうかに関して、顧客がどのように受けとめているかについての情報を監視すること。この情報の入手及び使用方法を手順書として定めること。

7.2 内部監査

7.2.1 研修機関は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、少なくとも年 1 回は、内部監査を実施すること。

- a) 品質マネジメントシステムが、本基準の要求事項に適合しているか、及び研修機関が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか
- b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか

7.2.2 研修機関は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態と重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。監査員は自らの仕事は監査しないこと。

7.2.3 監査の計画及び実施、結果の報告、記録の維持に関する責任、並びに要求事項を手順書として備えること。

7.2.4 監査された領域に責任をもつ管理者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にすること。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含めること。

7.3 不具合に対する管理**7.3.1 苦情及び異議申立ての取扱い**

JRMC12-018D 附属書 4 の 4.8 節及び JRCA TC 100 による。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準**7.3.2 不具合の取扱い**

- 7.3.2.1 研修機関は、業務上で発生した不具合の検出とその取扱いについての手順書を備えていなければならない。この手順書には、検出された不具合の結果として必要となった場合に、根本原因分析に起因して実施する是正処置及び／又は予防処置に関する規定を含んでいなければならない。
- 7.3.2.2 研修機関は、すべての不具合についての記録、並びにそれらについての自機関の決定についての記録を保持しなければならない。

8. 機密保持

- 8.1 研修機関は、筆記試験結果を含めて、受講生が提供するすべての情報の機密を守るために、適用される法律に整合して管理するための手順書を備えていなければならない。この手順書は、研修機関が属する組織全体にまで対象が及ぶものでなければならない。
- 8.2 本基準で要求される場合を除いて、受講生についての情報は受講生の書面での同意なしに第三者に開示してはならない。また、受講生への費用提供者についての情報もその提供者の書面での同意なしに開示してはならない。法律が情報を第三者に公開することを要求した場合は、法律に従い、研修機関は準備した情報を通知しなければならない。
- 8.3 研修機関は、筆記試験問題、解答及び採点済み答案、継続した観察評価の漏洩、改ざん等のリスクを回避し安全を確保するための手順書を備えていなければならない。

9. システム変更の管理**9.1 一般**

研修機関は、基礎研修コースに関わる主要ないかなる変更も、当センターへ事前に書面により確実に伝達しなければならない。

9.2 当センターの確認を得る必要がある変更

研修機関は、承認された基礎研修コースに関する以下の内容を変更する場合には、関連資料を添付し、書面にて事前に当センターへ通知しなければならない。当センターは変更内容を確認し、承認審査での確認の必要の有無を判断する。

変更内容について、承認審査でその運用状況の確認が必要だと判断した場合は、直近の基礎研修コース承認審査において、変更内容の確認を行う(ただし、当センターで変更届を受領した旨の通知を研修機関に送付した時点で、変更内容を研修コースに適用して構わない。)

承認審査での確認の必要はないと判断した場合は、変更内容を承認する旨の通知を送付する。

この通知時期は、当センターによる確認が適切に行えるよう、変更予定の2ヶ月前を目安とする。

- a) 基礎研修コースのカリキュラム
- b) 基礎研修コースの運営に重大な影響を与える可能性がある事項
- c) 合格修了の証明書及び参加の証明書のデザイン及び内容
- d) JRMC12-018D 附属書 4 の 4.7 節

9.3 変更内容の周知徹底

研修機関は、基礎研修コースの変更内容が当センターによって承認された後、変更後の基礎研修コースが実施されるまでの期間内(通常 30 日以内)に、基礎研修コースの関係者(講師を含む)に変更内容が周知徹底されたことを検証しなければならない。

Ⅲ章 基礎研修コース要求事項

10. 基礎研修コースの使用言語等

提供される各基礎研修コースにおいて、講師は受講生の言語を使用するのが望ましい。通訳を使用しなければならない場合、通訳は有効な通訳を提供できる力量を有していなければならない。通訳は、受講生の言語を話すことが出来ない講師毎につけること。

講師の1人は、基礎研修コースが開催される国及び文化において審査経験を持っていることが望ましい。講師の全員がそのような経験を持っていない場合、開催地の要求事項、文化及び慣習について知識を有する要員を、講師に情報と助言を供給するために、講師チームに含めなければならない。この助言者は、開催地の知識に関連する基礎研修コースの一部を担当しなければならない。

11. 受講生の受講資格

JRMC12-018D 附属書4の4.9.1、4.9.2項による。

12. クラスの規模、出席

JRMC12-018D 附属書4の4.9.3.1による。

13. 期間と構成

JRMC12-018D 附属書4の4.9.4～4.9.6項による。

14. 基礎研修コースの教材

JRMC12-018D 附属書4の4.9.3.2及び4.9.7項による。

15. 受講生の評価

JRMC12-018D 附属書4の4.10節による。

評価には、試験、継続した観察評価、評価結果の通知、再研修及び再試験も含む。

16. 証明書

JRMC12-018D 附属書4の4.11節による。

17. 基礎研修コースの下請負

17.1 承認された基礎研修コースを下請負及び/又は、別の組織あるいは研修機関にライセンス供与してはならない。

17.2 すべての広告宣伝は当センターの要求事項を満たしていることを、研修機関の責任として記録しなければならない。すべての宣伝材料は下請負組織と承認された研修機関との関係を明白に記さなければならない。

17.3 研修機関は、承認された基礎研修コースの管理及び紹介の管理を維持しなければならない。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

18. 承認の一時停止又は取消し

当センターは、以下の場合（以下の場合に限定しない）、基礎研修コース承認の一時停止又は取消しをすることができる。取消し後の再申請は、12 か月間は受け付けない。

- a) 料金の不払い
- b) JRMC12-018D 附属書 4 又は当センターの要求事項を満せない研修機関の重大な欠陥となる不適合の発生
- c) 研修機関の要求による

19. 当センターへの報告

研修機関は、各基礎研修コースの終了後直ちに、以下の情報を書面により当センターへ報告しなければならない。

- a) 基礎研修コース実施期間
- b) 受講生数及び氏名
- c) 講師各人の氏名、見習い講師の氏名、オブザーバーの氏名
- d) 使用した筆記試験問題の識別
- d) 受講生毎の筆記試験の採点結果及び継続した観察評価結果

付則

この基準は、2022年10月3日から施行する。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

付属書**SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け
IAQG 認可基礎研修コースの要求事項**

当文書は JRMC から発行された文書 JRMC12-018D(2018年9月20日)付属書4「SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け IAQG 認可基礎研修コースの要求事項」を原文のまま引用したもので、この付属書自体も JRCA TA100 の要求事項の一部を構成する。

1. 適用範囲

この文書は、SJAC9104-1 適用に伴う JIS Q 9100 航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け研修コースを提供する研修提供者に適用される。

1.1 目的

この文書は、SJAC9104-1 適用に伴い、SJAC9104-3 6.0 研修コースの要求事項について現在運用されている IAQG 認可研修コースとの整合を図るため規定したものである。

2. 引用規格及び関連文書

この文書に引用される規格及び関連文書を以下に示す。引用規格は、この文書に引用されることによってこの文書の一部を構成する。

2.1 引用規格

JIS Q 9100:2016 品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する
要求事項

JIS Q 9001(ISO 9001: 2015) 品質マネジメントシステム—要求事項

2.2 関連文書

SJAC9101 品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要
求事項

SJAC9104-1 航空、宇宙及び防衛分野の 品質マネジメントシステム認証プログラムに
対する要求事項

SJAC9104-3 航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

IAQG ICOP Resolutions Log (注1)

注1 : IAQG ICOP Resolutions Log は、OASIS のHP

(<https://oasishelp.iaqg.org/wp-content/uploads/2017/02/iaqgresolutionslog.pdf?1510558101359>) より入手可能。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

3. 用語の定義

用語の定義は以下を除き、SJAC9104-3 による。

IAQG 認可研修コース開発者

IAQG 認可基礎研修コースの開発担当組織

4. 研修コースの要求事項**4.1 一般**

研修コースを提供する研修提供者は、研修コース提供に先立ち、JRMC が承認した研修提供者承認機関の要求事項に従って、研修提供者承認機関より IAQG 認可基礎研修コースの研修提供者として承認を得ておかなければならない。

また、研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG が承認した基礎研修コースの教材及び評価方法を使用しなければならない。

4.2 管理手順

研修提供者は、基礎研修コースを提供するため次の項目について手順書を作成し維持しなければならない。

- a) 教材及びカリキュラムの管理；
- b) 研修コースの提供；
- c) 要求がある場合、研修生の必須知識の検証；
- d) IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修コースの管理、及び該当する場合、この文書の要求事項に合致していることを確実にするための日本国外で実施する研修コース及び日本語以外で実施する研修コースの管理；
- e) 研修コースの宣伝広告；
- f) 研修コース教材及び研修コースの管理のための文書管理システム
- g) 講師の教育・訓練プログラム；
- h) マネジメントレビュー
- i) IAQG 認可研修コース開発者へのデータ提出を含む、個々の研修生及び研修コースごとの必要な記録；
- j) 試験問題のセキュリティ及び機密保持を含む、試験、再試験の実施及び運用方法；
- k) 講師の評価に使用する評価方法；
- l) 研修コース内容に関する IAQG 認可研修コース開発者との調整及び重大な変更についての研修提供者承認機関への届出；
- m) 苦情及び異議申し立て

4.3 記録

4.3.1 研修提供者は、基礎研修コースの提供がこの文書の要求事項に合致していることを証明する記録を維持しなければならない。

- a) 記録は、研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び利用可能であること。

注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

b) 該当する場合、研修に関する記録は、研修提供者がこの文書に基づく研修コース提供の業務を停止した場合でも、無償で研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び入手可能であること。

注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。

c) 記録は原則として日本語を使用すること。他言語の場合は事前に研修提供者承認機関の承認を得るか日本語の翻訳記録を作成すること。

注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、他言語で作成された記録の翻訳は不要。

4.3.2 記録は、研修提供者承認機関が閲覧及び利用可能である媒体(紙、電子ファイル等)を使用しなければならない。

4.3.3 受講者に関する記録（該当する場合、継続的評価結果や受講証明書を含む）は5年以上保管すること。

4.3.4 基礎研修コースの記録には、該当する場合、次の事項を含まなければならない。

- a) 開催場所、日付、実施日程表（時間割）
- b) 講師、見習い講師及びオブザーバーの氏名及び分担した役割の概要
- c) 使用した研修コースの文書
- d) 全研修生の氏名
- e) 個人別の試験結果及び継続的評価結果
- f) 研修生に対する合格者の割合
- g) 再試験を受けた研修生の名前及び再試験結果
- h) IAQG が発行した合格証明書及び研修機関が発行した証明書の識別番号

4.4 マネジメントレビュー

研修提供者の経営者は、品質マネジメントシステムが有効であり、SJAC 9104 シリーズ規格（SJAC 9104-1 及び SJAC 9104-3）, この文書及び研修提供者承認機関の要求事項に適合していることを確認するため、少なくとも年に1回は品質マネジメントシステムをレビューしなければならない。

レビューには、該当する場合、次の事項を含むこと。

- a) 前回のマネジメントレビュー会議の処置
- b) 研修提供者承認機関のサーバランス結果に関する処置
- c) 研修提供者及び研修コースの管理手順
- d) 研修コースの提供内容
- e) 講師の力量及び今後の教育・訓練/継続的専門的能力開発（CPD）の必要性
- f) 苦情及び異議申し立て
- g) 研修生からのフィードバックの分析及び合格/不合格率
- h) IAQG 認可研修コース開発者へのフィードバックの結果

研修提供者は、レビュー記録を作成し、3年間以上保管すること。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

4.5 講師の管理**4.5.1 講師の力量**

講師は、次の力量を有しなければならない。

- a) 講師を行う研修コースの内容について審査マネジメントシステムの原理及び訓練に精通した経験を持っている。
- b) 適切な審査知識の修得及び審査スキルの開発を促進できる力量がある。
- c) 教える力量及び現行の研修コースの教材及び文書に精通している。
- d) 現行の審査訓練の知識及び関連規格について知識がある。
- e) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コースを修了している。

注記：講師用研修コースの受講条件として、事前に IAQG によって認知された研修提供者による基礎研修コースを合格修了していることが求められる。

4.5.2 講師の力量の確認

研修提供者は、講師が研修コースを担当する前に、講師が 4.5.1 項に規定する力量を有していることを確認しなければならない。また、これには次の事項を含むこと。

- a) 訓練された講師の監督の下で、少なくとも 1 回は該当の研修コースに講師として研修に参加する。
- b) 研修コースを実施及び管理している研修提供者により監視されている。
- c) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コース終了後に IAQG 認可研修コース開発者より入手したフィードバックに基づき、必要な処置がとられている。

4.5.3 講師の審査経験

研修コースを担当する講師は、国際的に認知された(例えば、IPC に参加している)審査員認証機関によって QMS 主任審査員として承認されているか、あるいは JIS Q 9001(ISO 9001:2015)規格の全要素をカバーした第三者審査又は第三者審査の審査チームに審査リーダーとして参加した経験を根拠とした審査力量を有していなければならない。

4.5.4 講師の実務経験

各研修コースを担当する講師の一人は、航空宇宙産業における産業実務経験を有しなければならない。

この産業実務経験は、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団を含む）において 4 年以上常勤として、航空宇宙産業の設計、製造、品質管理又は生産技術に直接関与していること。（この 4 年は、直近の 10 年以内であること。）産業実務経験は SJAC 9104-3 の 3.16 項に定める品質マネジメントシステムの要素に直接関与していたか、又は知識を有していなければならない。

注 意

講師が産業実務経験を有する講師（過去、他の研修提供者に承認された経験も含む）として研修提供者に承認された後、上記の要求事項を満たせなくなった場合、研修提供者による講師の力量維持の確認を条件に産業実務経験を有する講師として継続することが

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

できる。この例としては講師の航空宇宙における産業実務経験が 11 年以上前となった場合が該当する。尚、航空宇宙産業経験審査員資格を継続して保有する場合は、この条件を満たすとみなされる。

4.5.5 講師の力量維持及びレビュー

研修提供者は、全ての講師が研修提供者の力量要求に合致し十分満足できる遂行能力を維持することを確実にする文書化された手順を有しなければならない。

これらの手順は、各々の講師の遂行能力について年 1 回以上レビューすることを含むこと。

研修提供者は、レビュー記録を保管すること。

基礎研修コースの実績がない場合（例えば、研修提供者が初めて基礎研修コースを提供する場合など）、研修提供者は、初回の基礎研修コース開催前に講師の力量を確認したことを示す証拠書類を持っていなければならない。

但し、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者の講師を使用する場合を除く。

4.6 施設

研修提供者は、適切な研修施設を準備しなければならない。その施設には、教室、視聴覚、その他の訓練用器材及びチーム活動のために必要な施設が含まれる。

また、セキュリティ対応も含め、電子式研修及び試験を公正に実施するための必要な施設及び器材を準備しなければならない。

4.7 変更

研修提供者は、住所変更又は組織構成又は IAQG 認可研修コース開発者から提供される基礎研修コースに関する変更を含む、サービス提供に関する全ての重要な変更点に関して、研修提供者承認機関に通知しなければならない。変更の内容によっては、研修提供者承認機関は、研修提供者の管理方法について再承認を要求してもよい。

4.8 苦情及び異議申し立て

4.8.1 研修提供者は、苦情及び異議申し立ての取扱いについて、文書化した手順を備えていなければならない。その手順には、苦情又は異議申し立ての原因分析の結果から導かれた是正及び/又は予防措置を必要に応じて取ることを含めなければならない。

苦情及び異議申し立ての解決が自機関の対応では解決出来ない場合は、研修提供者承認機関が関与すること、及び IAQG 認可基礎研修コースの教材及び評価方法に関する苦情及び異議申し立てについては JRMC を通じ IAQG に上告することをこの手順の中に含めること。

4.8.2 研修提供者は、研修生全員に、苦情又は異議申し立てを行なう権利があることを研修コースの開始時に通知しなければならない。要求がある場合、苦情又は異議申し立ての詳細手続を文書で提供しなければならない。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

- 4.8.3 研修提供者は、苦情主及び異議申立て主に、苦情又は異議申立ての結果と、その結果に対して研修提供者承認機関又は（IAQG 認可基礎研修コースの教材及び評価方法に関する場合は）JRMC へ上告する権利があることを、文書で通知しなければならない。
- 4.8.4 研修提供者は、すべての苦情及び異議申し立ての記録、及びそれらについての研修提供者の決定の結果の記録（IAQG からの回答結果を含む）を維持しなければならない。

4.9 基礎研修コース提供のための要求事項**4.9.1 研修生の受講資格**

- 4.9.1.1 研修提供者は、この文書に基づき研修提供者が設定した前提条件に研修生が合致していることを研修前に検証しなければならない。
- 4.9.1.2 研修提供者は、研修コースに正規の研修生の妨げにならない範囲で前提条件に合致しない研修生を受け入れてもよい。研修提供者は、前提条件に合致しない研修生を証明書の発行を除いて研修生と同等に取扱うこと。

4.9.2 e-learning 研修

- 4.9.2.1 研修生は、4.9.3 項の対面研修への参加に先立ち、IAQG 認可研修コース開発者が提供する JIS Q 9100:2016 版に関する e-learning 研修を修了しなければならない。
- 4.9.2.2 研修提供者は、4.9.3 項の対面研修に先立ち、研修生が e-learning 研修を修了していることを確認しなければならない。研修提供者は、e-learning 研修の未修了者を対面研修に参加させてはならない。

4.9.3 対面式研修**4.9.3.1 対面式研修のクラスの規模、出席**

研修生の数は、1 クラス当り 8 名以上 12 名以下でなければならない。前提条件に合致しない研修生（4.9.1.2 項参照）がいる場合はこの数も含むものとする。

4.9.3.2 対面式研修の教材

研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者が提供する教材を使用しなければならない。
尚、当該教材への追加や削除は認められない。

4.9.4 期間と構成

基礎研修コースは IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修日程に基づき、連続する日に実施するものとし、連続しない基礎研修コースを実施する場合は研修提供者承認機関による事前承認が必要である。通訳を通じて基礎研修コースを提供する場合、計画された基礎研修コースを成功裡に終了するために必要とする時間を加えてもよい。

- 4.9.5 基礎研修コース提供は二人以上の講師により行われ、講師は基礎研修コースの全期間中活発に関与し指示と評価を行わなければならない。追加の講師又は訓練中の講師を特定の項目または活動に使ってもよい。しかし、基礎研修コース提供に対して全般にわたり責任がある講師を一人置くこと。

特定の活動(例えば、簡単なクイズ又はチェックリスト作成)で、指導も評価も必要がなく、かつ、説明、又は助言のために講師がその場にいる必要のない場合であっても、最低一人の講師がその場にいなければならない。又、試験が正しく行われることを保証するため、試験の行われている間、講師はその場にいなければならない。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

4.9.6 講師は、時間割、コース内容、規格の要求事項、講師の指導の仕方、及びその他のコース要求事項への配慮を含め、コースを効果的に運営管理しなければならない。

4.9.7 研修で使用する規格類の準備

- a) 研修生は、JIS Q 9100:2016、適用する SJAC9101 及び 9100 FAQ, 9101 FAQ を各々所持すること。
- b) 研修提供者は、JIS Q 9100:2016 及び適用する SJAC9101 をテキストの一部として供給するか、基礎研修コース受講に際し各研修生に持参させること。
- c) 研修提供者は、JIS Q 9100:2016 及び適用する SJAC9101 を所有していない研修生に貸すことができるようにしなければならない。
- d) 研修提供者は、IAQG の HP より 9100:2016 および適用する 9101 の FAQ (英文) を入手し、研修生に配布しなければならない
(9100:<http://www.sae.org/iaqg/organization/9100.htm>,
9101:<http://www.sae.org/iaqg/organization/9101.htm>)。
尚、参考として航空宇宙品質センターが提供する和訳版
(<http://www.sjac.or.jp/jaqg/data/iaqg.html> より入手可能)を英文版とともに配布してもよい。
- e) 研修提供者は、その他 IAQG 認可研修コース開発者が指定する規格類を準備しなければならない。

4.10 研修生の評価

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより知識と応用の2つの分野で評価される。知識分野はオンライン試験により評価され、応用分野はオンライン試験、面接試験、ケーススタディ成果物 9101 報告書の評価、及び研修期間を通じた講師による継続した観察評価の組合せにより評価される。基礎研修コースを合格するためには、知識分野及び応用分野それぞれで IAQG が設定する合格基準以上の評価を得る必要がある。

単に基礎研修コースの受講を希望する研修生の場合は、これらの評価を省略してもよい。(4.9.1.2 項及び 4.11.2 項参照)

4.10.1 試験(再試験: 4.10.4 項を含む)

試験には、オンライン試験と面接試験がある。知識分野及び応用分野におけるオンライン試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供するオンライン試験を使用して行われる。研修提供者は研修生が公正に受験できるように PC 等の必要な環境を準備しなければならない。

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示によりオンライン試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

オンライン試験が正しく行われることを保証するため、オンライン試験の行われている間、少なくとも一名の講師又は研修提供者の事務局はその場にいなければならない。面接試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する試験問題を使用して行われる。面接試験は一人の研修生に対して二人の評価者(講師)による面接方式で行われる。研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示に

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

より面接試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

面接試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する試験問題を使用して行われる。面接試験は一人の研修生に対して二人の評価者（講師）による面接方式で行われる。研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示により面接試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

4.10.2 継続した観察評価

講師は、各々の研修生について基礎研修コース期間中の継続した観察評価として IAQG 認可研修コース開発者が提供する継続的観察評価チェックリストに評価結果の記録を残さなければならない。

4.10.3 評価結果の通知

研修生の評価結果は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより、各研修生に直接通知される。研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意により IAQG 認可研修コース開発者から、あるいは研修生との事前の合意により研修生から結果を入手することができる。

参考：結果は、研修終了後、研修生に通知される。尚、合格者は、IAQG 認可研修コース開発者を通じて固有識別番号が付与された合格証を IAQG より授与される。

4.10.4 再研修及び再試験

4.10.4.1 筆記試験を不合格となった受講生は知識あるいは応用試験について特定の期限なしで 2 回までの再試験（申請）を受けることができる。再試験は、IAQG 認可の再試験でなければならない。再試験は、研修提供者の手順に規定されているように承認された試験監督官の立会の下で実施されなければならない。受講者は再試験の代わりに完全な IAQG 認可航空宇宙審査員基礎研修コースを再受講することを選択してもよい。

4.10.4.2 再試験を 2 回、不合格となった受講生は最終試験を含む完全な IAQG 認可航空宇宙審査員基礎研修コースを再受講しなければならない。

4.11 証明書

4.11.1 研修提供者は、本文書に基づく基礎研修コースを合格修了した研修生に修了証明書を発行しなければならない。

修了証明書は、次の事項を満たさなければならない。

- a) 研修提供者承認機関が承認した基礎研修コースであることを表記する。
- b) 該当する場合、研修提供者承認機関のロゴマークを表記する。
- c) 証明書には IAQG が発行した合格証の識別番号を表記する。
- d) 必要に応じ研修提供者が定める識別番号を表記してもよい。
- e) 研修提供者承認機関に登録している通り、基礎研修コースの名称を表記する。
- f) 基礎研修コース名、基礎研修コース番号（もし、あれば）及び基礎研修コース実施日により基礎研修コースを特定する。
- g) 研修生の氏名を記載する。
- h) すべての情報は証明書の片面に印刷する。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

4.11.2 研修提供者は、単に基礎研修コースの受講を希望する研修生の場合で、試験及び観察評価を受けなかった研修生に参加証明書を発行してもよい。参加証明書の表現は、当該研修生が単に基礎研修コースに参加・出席したということが明確に判るようにしなければならない。

また、参加証明書には研修提供者承認機関のロゴマークを付けてはならない。

4.11.3 研修提供者は、参加証明書が、審査員認証機関には受理されないことを、交付と同時に文書で研修生に知らせなければならない。

4.11.4 修了証明書及び参加証明書のデザインと内容及びそれらのいかなる変更については研修提供者承認機関によって承認されなければならない。

5. 本文書の責任

5.1 JRMC は、この文書の管理、見直し、承認及び実施の責任を持つ。

5.2 この文書の適用又は実施に関するすべての問題について JRMC に照会することができる。JRMC は、当該問題の解決に当たり、IAQG の他のセクターと調整を要する事項がある場合は、JRMC による決議の前に IAQG COT と調整を実施する。

この規格に関する問題の結論は、JRMC により決定されるが、IAQG COT との調整事項は、IAQG COT による決定が最終となる。

航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年4月1日	・日本規格協会 JRCA TA100 改定 6 版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定 1 版	2022年10月3日	・IAQG COT ICOP Resolutions Log 通知に伴い、OPMT を COT に名称変更した。(付属書 第 5 項)